

令和 7 年村上市議会第 1 回定例会会議録（第 5 号）

○議事日程 第 5 号

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 1 号 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願
- 第 4 請願第 2 号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書
- 第 5 議第 1 5 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第 1 6 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第 1 7 号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第 1 8 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 1 9 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 2 0 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第 2 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議第 2 2 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 3 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 4 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 5 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 6 号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 7 号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 8 号 市有財産の処分について
- 第 6 議第 2 9 号 村上市犯罪被害者等支援条例制定について
議第 3 0 号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 1 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 2 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定について

- 第 7 議第 3 3 号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 4 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 5 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 6 号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 7 号 山北林業センター条例を廃止する条例制定について
- 第 8 議第 3 8 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 1 6 号）
議第 3 9 号 令和 6 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 3 号）
議第 4 0 号 令和 6 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 4 1 号 令和 6 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 4 2 号 令和 6 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議第 6 号 令和 7 年度村上市一般会計予算
議第 7 号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 8 号 令和 7 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 9 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 1 0 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 1 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 1 2 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計予算
議第 1 3 号 令和 7 年度村上市簡易水道事業会計予算
議第 1 4 号 令和 7 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 1 0 議第 4 3 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 1 7 号）
- 第 1 1 議第 4 4 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議第 4 5 号 令和 6 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 4 6 号 令和 7 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議員発議第 1 号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 第 1 4 議員発議第 2 号 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の
限度額の見直しを求める意見書の提出について
- 第 1 5 議員発議第 3 号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
- 第 1 6 閉会中の継続調査について
- 第 1 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1 番	魚 野 ル ミ 君	2 番	佐 藤 憲 昭 君
3 番	野 村 美 佐 子 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	上 村 正 朗 君	6 番	菅 井 晋 一 君
7 番	富 樫 雅 男 君	8 番	高 田 晃 君
9 番	小 杉 武 仁 君	10 番	河 村 幸 雄 君
11 番	渡 辺 昌 君	12 番	尾 形 修 平 君
13 番	鈴 木 一 之 君	14 番	鈴 木 い せ 子 君
15 番	川 村 敏 晴 君	16 番	姫 路 敏 君
17 番	長 谷 川 孝 君	18 番	大 滝 国 吉 君
19 番	山 田 勉 君	20 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	大 滝 敏 文 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長 谷 部 俊 一 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
企画戦略課長	山 田 美 和 子 君
税 務 課 長	永 田 満 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
保健医療課長	押 切 和 美 君
介護高齢課長	志 田 淳 一 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
こ だ も 課 長	山 田 昌 実 君
農林水産課長	小 川 良 和 君

地振	域興	経課	済長	富	櫨		充	君
観	光	課	長	田	中	章	穂	君
建	設	課	長	須	貝	民	雄	君
都市	計画	課	長	大	西		敏	君
上下	水道	課	長	稲	垣	秀	和	君
会計	管理	者		大	滝		豊	君
農業	委員	会長		高	橋	雄	大	君
選管・監	務局	査長		木	村	俊	彦	君
消	防	長		田	中	一	栄	君
学校	教育	課	長	小	川	智	也	君
生涯	学習	課	長	平	山	祐	子	君
荒川	支所	長		平	田	智	枝	君
神林	支所	長		瀬	賀		豪	君
朝日	支所	長		五	十	忠	幸	君
山北	支所	長		大	滝	き	く	み

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	治	夫
事 務 局 次 長	鈴	木		渉
書 記	中	山		航

午前１０時００分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、５番、上村正朗君、１７番、長谷川孝君を指名いたします。御了承をお願いします。

日程第２ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第２、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、村上市消防本部における新潟県緊急消防援助隊の派遣について御報告申し上げます。本年、令和７年２月２６日に岩手県大船渡市において大規模林野火災が発生し、周辺の広範な地域に避難指示が出されました。その後、火災は３月９日午後５時に鎮圧に至り、翌３月１０日午前１０時に避難指示が解除となったところであります。

このたびの林野火災におきましては、令和７年２月２６日、消防庁からの要請により、新潟県大隊として本市消防本部からも消火小隊と通信支援小隊の２隊８人の隊員を２月２７日に派遣し、３月１０日までの１２日間、４次にわたり緊急消防援助隊として２３人の隊員を派遣したところであります。現地では、本県のほか、北海道、静岡県、青森、秋田、山形、宮城、福島の新潟エリア５県、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬の関東エリア７都県から消防職員を派遣し、２、０００人規模の緊急消防援助隊が組織されたところであります。同隊は、陸上での消火活動に当たったほか、自衛隊の大型ヘリや各自治体の防災ヘリによる空からの消火活動と監視活動を実施し、総力を挙げた消火活動を行ってきたところであります。

火災については、現在詳細な調査を行っているわけではありますが、これまでに少なくとも山林約２、９００ヘクタールが焼失し、建物被害は非住家を含め２１０棟が被災し、１人の方がお亡くなりになるという、これまでにない大規模な林野火災となりました。この火災によりお亡くなりになりました方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げる次

第であります。

本県では、毎年4月1日から5月5日までの間、山火事予防運動が実施されており、林野火災を含めた火災予防の徹底を呼びかけ、啓発活動を実施しているところでありますので、市民の皆様におかれましても火災予防に御協力いただきますようお願い申し上げる次第であります。

次に、村上地域の医療提供体制について御報告申し上げます。本年、令和7年3月5日に開催されました下越地域医療構想調整会議において、J A新潟厚生連村上総合病院の病床機能の変更についての協議がなされ、本年、令和7年4月1日から許可病床数を現在の263床から199床に変更することとなりました。病床数が減少いたしますが、外来機能の強化や新たに在宅・訪問診療体制の構築を行うことにより、下越圏域唯一の救急拠点型の地域包括ケアシステムを支える病院として、その役割は引き続き継続されます。

次に、県立坂町病院の外科の新規患者受入れを本年、令和7年3月28日で終了する旨、3月12日に県立坂町病院、牧野病院長から報告がありました。令和7年4月からの外科診療体制については、外科医師の退職に伴う後任医師の派遣が見込めない状況であることが大きな要因であるとの現状の説明でありましたが、加えて近年の手術件数の減少や医師の働き方改革による影響など、現状において県病全体に関わる要因によるところが大きいとの説明を受けたところであります。

これまで本市におきましては、持続可能な地域医療を確実なものとするため、医師確保に向けた施策や取組を講じてまいりました。しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化、医療に対するニーズが変化する中、新たに医師の働き方改革などにも対応していく必要が求められるところでもあります。こうした状況下にあるわけではありますが、いつでも、どこでも、誰でも必要な医療を受けることができ、安心して暮らせる、医療ニーズに対応した地域医療体制を確実なものとしていくためにも、下越医療圏における地域医療構想を早急に実現する必要がありますので、これまで以上に徹底した取組を進めてまいり所存であります。

次に、村上市スケートパークネーミングライツパートナーの決定について御報告申し上げます。昨年、令和6年11月26日から本年、令和7年1月24日の間においてネーミングライツパートナーの募集を行った結果、1社の企業から応募があったところであります。これを受け、2月14日にネーミングライツに係る審査会を開催し、優先交渉者として選定の上、これまで協議を進めてまいりましたが、このたびその協議が調い、村上市スケートパークネーミングライツパートナーとして決定することといたしましたので、御報告をいたします。

ネーミングライツパートナーとさせていただくのは、株式会社ブルボン様であります。施設の愛称並びに契約期間等の詳細につきましては、株式会社ブルボン様の御意向により、4月11日に予定しております協定締結式にて御披露させていただくこととしているところであります。

株式会社ブルボン様におかれましては、これまで、村上市スケートパークで開催しておりますブルボンP r e s e n t s W I N G R A M C U Pの協賛企業として大会の継続的な運営をサポート

トしていただいております。本市が目標に掲げるスケートボードの聖地を目指す上で、子供たちの夢の実現とアスリートの育成に向けたパートナーシップを築くことができますことを心よりうれしく思っている次第であります。今後は、株式会社ブルボン様と連携し、国内最大規模の屋内型スケートボード施設である村上市スケートパークの強みを最大限発揮をいたしてまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3　請願第1号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願

○議長（三田敏秋君）　日程第3、請願第1号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長　高田　晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田　晃君）　おはようございます。ただいま上程されております請願第1号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願につきましては、去る3月6日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、議長及び紹介議員出席の下、総務文教常任委員会を開会し、請願第1号については、財政課長及び契約検査室長に同席をいただき、審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、紹介議員から補足説明を受けた後、審査に入りました。

委員より、仮に村上市の限度額が上げられた場合、行政側の事務の簡素化はどのくらいになるのかとの質疑に、工事の場合、一般競争入札で130万円以上の件数が令和5年度の実績で148件、割合としては20%ぐらい減になる。財政課の入札の事務軽減にもなり、業者さんの軽減にもなるとの答弁。

委員より、入札では取れなかった零細業者の受注機会も増えると思うが、懸念材料はとの質疑に、事務の拡散になるので心配はないとの答弁。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ、賛成討論が2件あり、起立による採決を行った結果、請願第1号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されました請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書につきましては、先ほど報告いたしました請願第1号の審査の前に審査を行いました。その結果と概要について御報告いたします。

初めに、紹介議員から補足説明を受けた後、審査に入りました。

委員より、この件に関しては、既に国のほうでも2026年度の廃止に向けて進んでいるわけであり、学校給食の子供の生育に関する役割は非常に大きいと感じているとの意見。

委員より、子供は地域の自治体、政府、国、みんなで育てていくもの。食の源である給食は、一日も早く無償化になって、安心・安全な食を提供していけるようになってもらったらいいとの意見。

委員より、教育としての位置づけと義務教育に係る副教材費を含め、親の負担が大きい。物価高の中で子育てしている人たちのためにも、ぜひとも給食費を無償化していただくようお願いしたいとの意見。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

-
- 日程第5 議第15号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第16号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第17号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第18号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第19号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第20号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議第22号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第23号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 市有財産の処分について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第15号から議第28号までの14議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第15号から議第28号までの14議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長をはじめ理事者出席の下、審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第15号及び議第16号の2議案を一括議題として、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、初めに議第15号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号から議第20号までの3議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市内全45の地区区域は全区域とも辺地計画は作成済みかとの質疑に、継続中のものは高根辺地と今川辺地、小岩内辺地、中継辺地の4つとの答弁。

本市の辺地債充当額はとの質疑に、令和7年度の辺地対策事業費の充当は9,980万円を予定しているとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、以上のとおり質疑を終結し、初めに議第18号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第19号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第20号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号及び議第23号の2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、議第22号について、3歳から就学前まで年齢を上げることによって勤務時間免除対象となる人数はとの質疑に、正確な数字を持ち合わせていないとの答弁でしたが、審査後、改正前の3歳未満の子供を持つ市職員は49名であり、改正により小学校就学前までの子まで引き上げた場合、その数は141名になるとのことでした。

委員より、市職員の育児休業、介護休暇の取得状況についての質疑に、介護休暇については現在利用者が1名との答弁であり、育児休業については、審査後、女性職員の育児休業取得率は100%とのことでした。

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第22号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、薬剤師だけ報酬を上げる理由はとの質疑に、業務内容、従事時間が増加していることがあり、また近隣の聖籠町と新発田市においては既に6万5,000円に改定されている。また、胎内市、関川村については、この3月の定例会をもって6万5,000円にするとのことであり、合わせて本市も同じ額に改正したとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号及び26号の2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、初めに議第25号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、物価高騰のあおりを受けて、東京辺りでもホテル代がかなり上がっているというのは理解できるが、上限額を8,000円上げる理由はとの質疑に、現在1万1,000円だが、出張する際、半

分以上は1万1,000円で収まっていない状況であり、実態に合っていない。上限1万9,000円の根拠としては、国が定める法律作成の際の実勢価格データを参考にしたとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 市有財産の処分についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、将来例えば事業を終えて転売する場合、売却先などの条件とかはつけられないものかとの答弁に、転売等の条件については、1つは市有財産売却契約書第15条に20年間転売禁止、また転売をする場合は書面により協議するとのことになっている。また、第16条の3項には、売買物件についてはバイオマスの事業に供することということで、協定書に基づく利用が困難となったときは利用者で協議することになっているとの答弁。

委員より、売買に当たって、市道日下4号線を整備することで土地の評価額も変わってくると思うが、その点は交渉の中で話がなかったのかとの質疑に、売買代金1億4,000万円については、不動産鑑定に基づいた額になるが、既に市道が通ることが決定していたので、市道が通った後の状態で評価をしているとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第15号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第29号 村上市犯罪被害者等支援条例制定について

議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第29号から議第33号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） おはようございます。ただいま上程されております議第29号から議第33号までの5議案については、去る3月10日及び11日の午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第29号 村上市犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例が制定されれば市民にはどのように周知されるのかという質疑に、県などと協力しながら、犯罪被害者実態を伝えるパネル展や研修会、講演会等を企画して啓発活動に取り組

みたいとの答弁でありました。

委員より、県内各自治体でこの条例を制定している自治体はどの程度あるのかとの質疑に、令和5年度末時点で県内15市町村で制定されており、令和6年度中に制定を予定している自治体は4市町村との答弁でありました。

委員より、対象者については、交通事故の被害者も対象になるのかとの質疑に、危険運転致死傷罪の被害者等も対象となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、定員数を超えて受入れしている学童保育所はあるが、法的には問題はないのかとの質疑に、国で定める基準があるが、国の基準よりも市の基準を広く取っているため、国の基準を超えていても受入れをしている現状であるとの答弁でありました。

委員より、学童保育所の定員数を超えている部分をどのように解消していくか計画はあるのかとの質疑に、空き教室や代替施設等を当たっているが、小学校の統廃合も控えており、その動向を見て検討しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、該当する施設は幾つあるのかとの質疑に、現在のところ家庭的保育事業所は全て未満児の受入れであるため、3歳児以上を受入れする該当施設はないが、小規模保育事業所としては3施設、事業所内保育所が1施設で、計4施設あるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、連携する施設が必要だということだが、どのような連携をするのかという質疑に、未満児保育を行っている小規模な保育園から3歳児になって公立保育園や認定こども園に進級する際、スムーズに進級できるように、一緒に遊んだり、進級準備をしたりする連携施設であるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、利用者負担、利用料は変わらないのかとの質疑に、介護予防事業に移っても、これまでの生きがい通所サービスと同じ利用料金で利用できるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第29号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第34号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第35号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第37号 山北林業センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第34号から議第37号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第34号から議第37号までの4議案についての審査の概要と結果について報告申し上げます。

去る3月12日及び13日の午前10時から、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第34号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第34号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長

から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第35号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第36号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第37号 山北林業センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、山北林業センターの建物は解体工事が進められているとのことだが、条例の廃止後に解体を進めるべきではないかとの質疑に、廃止条例の議決後に解体すべきであったと思うので、今後はこのようなことがないように十分気をつけていくとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第37号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第34号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）

議第39号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）

議第40号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第42号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第38号から議第42号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、それぞれ関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）については、一般会計予算決算常任委員会の総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において、3月6日から3月13日までの間、それぞれの所管分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、3月18日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会いたしましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第38号のうち、総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたところ、姫路委員から、養豚場の臭いは相当数問題になっているが、近隣住民にしっかりと説明できる体制が大切であると思うとの意見に、上村委員から、建設されるまでのプロセスが大切であるので、説明を行うことや市民の理解を得る努力をした上で建設するといった内容の条例などの整備ができればよいと

思うとの意見、鈴木いせ子委員から、豚舎や鶏舎は臭いが出るものだと思うが、臭いの出ない鶏舎もあることを知ってもらいたいとの意見がありました。

姫路委員から、中川原住宅は建て替えとなり、現在入居している方は優先的に新しいところに入居できるわけだが、相当な額を滞納している世帯もあるとのことである。この方との話合いをしていくなど、行政で検討することであるが、皆さんの考えをお聞きしたいとの意見に、長谷川委員から、家賃の滞納だけなのか、その他にも滞納があるのか、横断的に関わり、生活支援の必要なども考えていただきたいとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第38号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第40号及び議第41号の2議案については、先ほど報告いたしました議第33号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第40号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、出産一時金について5人分ということで、前年との比較はいかかとの質疑に、前年度は9名で、その前の4年度が13名であり、全体の被保険者数が減っていることもあり、5人分を見込んだとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第39号及び議第42号の2議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について報告を申し上げます。

初めに、議第39号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、2級河川蒲萄川の護岸工事と砂防ダムの土砂撤去とのことであるが、県の管理ではないのかとの質疑に、蒲萄川の護岸工事については、スキー場からの排水が原因であるため、市の対応となる。また、砂防ダムについても、スキー場のコースの安全性を担保するための土砂撤去であるため、市で行うものとの答弁。

委員より、スキー場廃止後の管理はとの質疑に、特に雪崩については、どこのエリアが危険なのか、どのような対策工事をすべきなのかを把握するため調査を行うとの答弁。

そのほかさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第39号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたがさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第42号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第9 議第 6号 令和7年度村上市一般会計予算

議第 7号 令和7年度村上市土地取得特別会計予算

議第 8号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 9 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第 10 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第 11 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計予算

議第 12 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計予算

議第 13 号 令和 7 年度村上市簡易水道事業会計予算

議第 14 号 令和 7 年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第 9、議第 6 号から議第 14 号までの 9 議案を一括して議題といたします。

本案は、それぞれ関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第 6 号 令和 7 年度村上市一般会計予算については、先ほど報告いたしました議第 38 号に引き続き審査を行いましたので、その審査概要と結果について御報告を申し上げます。

総務文教分科会では、議第 6 号のうち総務文教分科会所管分については、起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

市民厚生分科会では、議第 6 号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

経済建設分科会では、議第 6 号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

それぞれの分科会報告に対し質疑を求めたところ、委員より、イオンなど集まるところに期日前投票所を設置することについての質疑はなかったのかとの質疑に、総務文教分科会長より、投票所を統合することによって投票所に来られなくなることを回避するため、移動期日前投票所を考えていくとのことである。ショッピングセンターなどの期日前投票所については、投票所統合の状況を見極め今後検討するとの話があったとの答弁。

委員より、上下水道課では、経費削減のため下水処理場の統廃合をしていく中で、個別浄化槽への切替えも検討している。現在個別浄化槽の所管は環境課であるが、上下水道課に移管することなどの質疑はなかったのかなどの質疑に、市民厚生分科会長より、そういう質疑はなかったが、常任委員会の審議の中でそういったことも踏まえて進めることも一つであるとの答弁。

その他さしたる質疑はなく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路委員より、救急診療所については、機能を十分に果たしているのか。村上総合病院へ移管してはどうかなどの意見があるので、市民厚生分科会で検討していただきたいという意見に、市民厚生分科会長より、医

療体制の充実というところであるので、市民厚生常任委員会でも継続的に考えていきたいとの意見。

姫路委員より、瀬波船だまりのしゅんせつについては、補正で対応するとのことであるので、緊急で進めていただいて、環境を整えていただきたいとの意見。

野村委員より、物価高が続いて、市民からは生活が大変という声がある中で、エアコン設置補助については、障害者は5万円、高齢者は50万円の予算となっている。一方、庁舎のLED化には4,000万円もの予算が計上されている。古い建物に関しては、急いでLED化にしなくてもよいのではないか。そういう予算があるのであれば、暮らしに関係する高齢者への除雪費援助などへの予算がもっと必要ではないかと思うとの意見。

姫路委員より、庁舎をLED化にしないと不便があるのかということを考えれば、本当に容易でないところに向けていく考えは理解できるとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第6号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第7号及び議第8号の2議案について、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第7号 令和7年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、各世帯の負担額がかなり低いように思うが、どのくらいの設定になっているのか、また改修は何年ごとに起こるものかとの質疑に、使用料の設定については、そもそも朝日地区が難視聴及びブロードバンドゼロというのを解消するために検討したもので、旧朝日村で安価な料金で設定したと聞いている。このたび告知端末がなくなり、今後はテレビ再送信ということで残っていく。いまだにアンテナがないと映らない地区が多々あるので、これは継続していくことになる。機器に

については、一応10年ぐらいをめどに替えなければならないと思うとの答弁。

委員より、アンテナでは映らないところに公的に保障するのは必要なことだと思うが、この一部の地域だけに一般財源からの負担がかなり多いが、問題意識はとの質疑に、経費的に多額になっているが、少しでも安価に処理できるよう、様々業者に確認したり、作業をしている状況との答弁。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第9号から議第11号までの3議案については、去る3月11日の市民厚生常任委員会において、議第41号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、議第9号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、過去3年間の人間ドックの受診率はとの質疑に、令和4年度は9.87%、令和5年度は10.04%、令和6年度については、2月末現在9.42%との答弁でありました。

ほかにさしたる質疑はなく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、温泉利用券の利用率についてはとの質疑に、配布枚数は9,507枚で、対配布数の利用率は25.60%との答弁。

委員より、国民健康保険で74歳の保険料と、75歳となり後期高齢者保険料となった場合、年金200万円で単身者で試算すると、差額についてはとの質疑に、その条件で試算した場合、後期高齢者保険料になると1万3,713円ほど減額となるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は起立全員にて原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

最後に、議第11号 令和7年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、認知症が理由で介護認定されている人の割合はとの質疑に、要介護認定を受けている約七、八割の方が認知症状があり、何らかの介護が必要な状態。また、市の地域包括支援センターで取りまとめている要介護認定の新規申請で一番多い理由は認知症であるとの答弁でありました。

委員より、チームオレンジの活動はいつから行っているのかとの質疑に、まだ取組は行っておらず、令和7年度末の組織設置を目指しているとの答弁でありました。

介護支援専門員について、市内のケアマネジャーの不足とケアマネジャーの高齢化が進んでいるという話も聞くが、ケアマネジャーの活動の実態や体制について、要介護認定者に対して十分な数なのか、今後を考えた場合どのように把握するのかとの質疑に、市内の介護支援専門員は、令和6年4月1日で56名おり、徐々に高齢化しており、人数も若干足りないのではと感じている。近年、介護度が比較的軽度で要支援認定される方も多く、そうした軽度の方のサービス利用も多くなっている状況なので、介護支援専門員の数も増えてほしいと考えているとの答弁でありました。

また、介護支援専門員を増やすような取組はあるのかとの質疑に、介護職員についての補助金はあるが、介護支援専門員については、現在のところ、そうした取組はないので、今後検討していきたいとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立により採決を行った結果、議第11号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 委員長、御苦労さまでございます。議第10号の令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計予算の審査についてちょっとお聞きしたいのですが、委員長報告ではなかったのですが、ここをちょっと確認したいのですが、令和7年度の予算において、いわゆる高齢者の人間ドックの費用補助というのは500万円ほど計上されております。500万円というのは、補助そのものが1万円ですので、500人分ということになりますけれども、それらについての質疑は全くなかったのですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） その中身は、やはり500万円のことで、その質疑も中にはございました。質疑の中にもありました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） その審議はあったのですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（姫路 敏君） それで、というか、御存じのように国保の人間ドックというのは、国保の部分は令和7年度からは、市外の施設に関してみれば2万円の補助、市内で2万6,000円ということになっておりますが、いわゆる後期高齢者というのは令和4年度からやっこすっこすことというか、人間ドックの1万円の補助が出たせいもあって、今ほど委員長の報告では、国保のほうでは約10%前後の人間が人間ドックに行っておりますけれども、後期高齢者の場合は二、三%なのです、数字を見ると。上がらないというようなこともございます。1つは、その中で行こうという意識づけも含めて国保と同じような、やっぱり年齢で制限をかけないで、国保と同じような形での人間ドック費用補助というのは、同じ村上市民です、年齢は上がっていても。その辺、委員長、そういう質疑なかったですか。どう思います。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 今姫路議員のほうからお話がいったような格好の中で、私も実際お話をいただきました。そして、後期高齢者人間ドックに関しては、県のほうの連合のほうで審議されてきて、そして村上市分ということでいただいておりますので、その点も今後の話の中で村上市から要請をしていただきながら、少しでもその差額というか、その分をアップできるような格好で、要望として県のほうにお伝えしていただくように、保健医療課通じながらそうやっていただければということであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） いや、委員長、後期高齢者の場合は、確かに県のほうの連合のほうとのやり取り、関係がございます。ただし、県のほうのは各自治体等しく六千何がしかの補助しかよこさないのです。例えば村上市で500人受けようが、100人受けようが、その掛ける六千何がしかの補助はするよということなので、連合からそんなお金をもっと増やしてくれなんて言ったって連合は断ると思います。村上市だけそんなふうにはいかないと。したがって、村上市が増やすためには村上市の一般財源から後期高齢者のところに入り込まないと、それは可能にならない、その政策は可能にならないと思います。後期高齢者のほうでは、連合のほうでは、そんなことはできないと思います。ただ、村上市が他の自治体と違ってそういう政策をすることそのものをしっかりと説明をして受け入れてもらえれば、それはそれで話の一つとしてなるのだらうと思います。ぜひ委員会の中でも今後、年によって差別されるようなやり方は、受ける側は一緒です。後期高齢者の医療保険についての連合がどうだのこうだのというのは議会、行政の中での話であって、市民にとってみればそんなことではなくて、やっぱり74歳も75歳も私は同じだと思いますので、ぜひその辺も前向きに検討していただいて、委員会の中でも今後いろいろと協議してもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 今議員おっしゃったとおりの中で、私どもその思いというのを県のほうにもお伝えし、それがなるかならないかというのはございますが、その意欲をお話をさせていただきながら、私ども自治体、村上市の中でもその話を論議をしながら、前もってこれから積み重ねていかれると思いますので、その点も重々に考えていきたいと思っております。

○16番（姫路 敏君） よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第12号から議第14号までの3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第12号 令和7年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、給水戸数が2万610戸であり、昨年より13戸減少しているとのことだが、給水戸数の推移はとの質疑に、平成20年度から令和4年度までの実績で約2万戸強となっている。人口推移を見ても減少傾向にあるので、給水戸数は減少していくと見込んでいるとの答弁。

委員より、石綿管工事のスケジュールはとの質疑に、上下水道及び簡易水道合わせた約1.9キロメートルを令和7年度から5年間程度で改良を進めたいと考えている。工事費については、概算で5億円を想定しているとの答弁。

その他さしたる質疑もなく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第12号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 令和7年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長からの説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、ソーラーパネルを施設に設備することにより電気料などを節約することができると思うが、検討したことはあるのかとの質疑に、簡易水道施設は山間地に多くあることなどから、ソーラーパネルの検討については現在していないが、今後は検討していきたいと答弁。

委員より、効率的な企業会計を運営していくための考え方はとの質疑に、施設の更新の際には機械の省エネ化や必要のない管路は更新しないなど、できる限り経費がかからないように計画してい

きたい。また、令和8年6月に料金改定を予定しており、市民への説明をしているところであるので、効率的な運営ができるよう努めていきたいとの答弁。

以上、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第13号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第14号 令和7年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、企業債の残額はとの質疑に、令和7年度末の企業債残高は約251億円の見込みとなるとの答弁。

委員より、収益を上げるための取組はとの質疑に、下水道マンホールに広告をつけ、収益を得られるような取組もしていきたいと考えているとの答弁。

そのほかさしたる質疑もなく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議がなく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第14号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第6号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 日本共産党、野村美佐子です。令和7年度予算に対し、反対の立場で討論します。

令和7年度当初予算額は、歳入395億6,000万円で過去最大額、前年度比35億8,000万円増となっており、歳入では市民税や固定資産税などの市税が増額となり、市債41億9,000万円、繰入金26億2,000万円と増額になっています。厳しい財政事情だということで、令和6年度から財政健全化集中期間の取組が行われている中での今年度予算です。しかし、今年度予算は大きな事業、継続事業が目白押しです。その一つとして公共施設のLED化の予算は3億9,000万円です。市役所本庁舎で約4,100万円ですが、市役所の建て替えも視野に入っていることから、今急いで全館LEDにする必要があるのでしょうか。電気料金や維持管理経費の削減のためといいますが、経費削減効果は10年以上かからないと取り戻せない計算です。取替え時期の来たものから替えていってもいいのではないのでしょうか。緊急性や優先性を考慮すべきではないのでしょうか。また、道の駅朝日や村上駅

周辺の開発計画も大きな予算が伴います。道の駅朝日では、継続費が7年度は1億3,300万円ですが、8年度は15億円、9年度は11億円以上の予算が予定されています。駅周辺開発も中心の建物はこれからです。これらの大型開発は、道の駅朝日ではPPPの事業者も決まっておらず、具体的な構想や内容が決まっていない状態での工事が始まろうとしています。村上病院跡地も策定委員会で協議し、1年以上もワークショップや説明会で話し合っても内容が決まらない。どちらもいまだに市民の関心も高まらない状態です。村上病院跡地は、7年度も2,000万円かけてPPPの検討などをしていくとなっていますが、国の交付金がほとんどだといいますが、これは違うのではないのでしょうか。市長は、これらの開発事業は歳出も多いが、歳入も期待できると代表質問で答弁されましたが、市民がどうしても必要、こんなものができればぜひ行きたい、参加したいという計画ができた段階での開発にしなければ成功しないのではないのでしょうか。今後、火葬場整備、中川原市営住宅建設、旧香藝の郷の一部や旧市民会館の解体、保育園、学校などの統廃合に基づく使わなくなった施設の解体など、どうしても必要な事業が山積しています。大きな予算を伴うものは、市民が納得し、期待できる事業にするために再考すべきだと思います。

その一方で、7年度予算は、暮らし、福祉の予算は伸びるどころか、削られる内容になっています。例えば生活保護費も予算が減額になっています。前年度の実績だといいますが、これでは今本当に生活に困っている人を、申請を大きく利用者を増やしていこうという気持ちにはならないのではないのでしょうか。担当者は本当に頑張っておられます。しかし、それに応える予算になっていないのではないのでしょうか。

また、今年も猛暑が予想されます。教育費で小・中学校の理科室などの特別教室へのクーラー設置や屋内遊び場のクーラー設置が予算化されたのは大変評価されます。しかし、なかなか外出できない、また熱中症のリスクの高い障害者や高齢者世帯へのクーラー設置の助成金は、例えば障害者世帯の補助金は何と僅か5万円の予算です。高齢者世帯で50万円という予算計上です。障害者や高齢者は情報弱者でもあり、きちんと制度の情報を伝え、活用を促すことが必要ですが、この予算立てでは、対象者に積極的に周知し、利用してもらおうという姿勢が見えません。本当に市民の命を守る予算にはなっていないのではないかと言わざるを得ません。しかも、申請の基準が厳しく、障害者は最初から精神障害者が含まれていません。高齢者世帯も一度もクーラーを設置していないという条件で、今壊れたり、茶の間だけでなく寝室にも設置したいなどの切実な願いは受け付けられない予算です。命と健康を守るために申請条件を広げ、予算を増やすことが必要ではないのでしょうか。

独り暮らしの高齢者世帯が4,800世帯を超えました。不安の中で暮らすお年寄りの命綱ともなる緊急情報システムは、たった89世帯の利用です。これも7年度予算では1円も増えていません。高齢者の不安や遠く離れて暮らす子供たちの心配に寄り添わない予算ではないのでしょうか。高齢者等除雪費援助金も屋根の雪下ろし1回1万円など、実態に合わない予算で、これでは業者に頼めない

と悲鳴が上がっているのに、全く予算が増えていかない。ぜひ増額すべきではないでしょうか。

地元の事業者の問題でも、地元事業者に仕事の回る住宅リフォーム事業は、令和6年度から5,000万円から4,000万円に予算が引き下げられ、補助率も上限額も引き下げられましたが、それまで満額以上の申込みがあったのが、6年度は4,000万円にも届かず、利用が大幅に減りました。にもかかわらず、7年度も同じ4,000万円の予算計上です。この事業は、歳出があっても、地元業者にモチベーションを与え、地元経済が活性化し、歳入につながる事業です。ぜひ増額すべきではないでしょうか。

少子高齢化が進み、若者が村上市を出ていくことも重大な問題です。そのためにも、一度大学進学で市外に出た若者に村上市に戻ってきてもらう、そのためにも、若者に重い負担をかけている奨学金返済を年額10万円、5年間とせず、ほぼ全額の30万円くらいに引き上げる大幅な支援を組む必要があるのではないのでしょうか。今の利用の人数だと、それでも1,500万円程度の予算で済みます。

これから来年度には上下水道の値上げが予定され、財政健全化でいろいろな施設の使用料値上げなども検討されています。給食費を3か月無償にする、子供の医療費、入院費無償化など、本当に評価できる、努力されている予算もたくさんあることは私も認めています。しかし、今市民の暮らしは、引き続く物価高騰が家計を圧迫し、農漁業をはじめ地元商店や事業者も収入が安定せず大変な思いをしています。地方自治体に求められるのは、何よりも市民の暮らし、命、健康を守り、営業を守ることではないのでしょうか。どこにどう予算を配分するかは市民生活に大きく影響します。市民や地元の事業者の暮らし応援の予算を拡充し、大型開発優先の予算を精査して組み直すべきだと思います。

以上の点を述べて私の反対討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成討論を行います。

令和7年度一般会計予算では、瀬波船だまりのヘドロしゅんせつ工事が予算計上されておらず、事業化にもなっておりませんでした。瀬波船だまりは、昨年の経済建設常任委員会の閉会中所管事務調査において、令和3年6月の汚泥調査で基準値以上のヒ素が検出されているとの説明でした。しかし、その事実を知っていたのは一部の関係者にすぎず、瀬波の住民はもとより、区長並びに付近に住まいする住民さえも知りませんでした。私は、このことを問題視いたしまして、住民への健康被害、そして何よりも観光の風評被害が起きないためにも、早急なヘドロ、そしてヒ素の処理工事が必須であると、昨年7月にヒ素の説明を受けて以来、幾度か担当課を訪ねて訴えてきました。今定例会では、一般質問でもその重要性を訴えさせていただきました。市長からは、自然由来のヒ素であったとしても、基準値よりも多く出ている。今の法律の立てつけの中では、これはまずいで

しょうという部分については、それを解消していくのは行政としての当然の責務であるとの答弁がございました。その上で、一般会計予算決算常任委員会の経済建設分科会の中で副市長と担当課長に今後の方針を聞きました。副市長からは、市長より早急に対応せよとの指示が出ているので、それに向けて動いていくとの答弁。また、担当課長からは具体的に進めていく上での説明がございました。当初は反対する予定でしたが、これらの説明を聞いて、今回の予算には反映されておりませんが、早急に取り組むとの熱意が伝わりました。そのことを踏まえ、一般会計予算には瀬波船だまりのヘドロやヒ素のしゅんせつ工事は含まれておりませんが、賛成することを決意した所存でございます。常任委員会での説明のとおり実行されることを期待する所存でございます。

以上、賛成討論です。よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村正朗でございます。議第6号 令和7年度村上市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和7年度は、第3次村上市総合計画の4年目を迎えますが、本市の現状は人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化の進展と併せて地域と市民生活の将来に対する極めて大きな課題として、この解決に向けた取組が求められています。また、市は令和6年度から8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間と位置づけ、歳入歳出の徹底的な見直しに取り組んでいます。市民生活への影響に最大限の配慮をしながら、できる限り簡素で効率的な市政運営に努めていただきたいと考えております。

さて、令和7年度村上市一般会計予算は総額395億6,000万円で、昨年度を35億8,000万円上回る規模となっており、主な歳入では、市税が64億6,000万円、地方交付税143億7,000万円、国県支出金64億円、市債30億円、財政調整基金からの繰入れ9億8,000万円などなどとなっています。

歳出予算については、旧ごみ処理場解体事業や村上市民ふれあいセンター空調設備改修事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修、道の駅朝日拡充事業、村上駅周辺まちづくり事業などが計上されています。市民生活に直結する事業では、学校給食の負担軽減に9,159万9,000円、保育園、幼稚園等の副食相当分の無償化に1,028万9,000円、児童及び妊産婦の入院時にかかる費用負担の軽減に427万1,000円、がん治療と社会参加の両立支援に120万円、ひきこもりなど地域社会から孤立している方への支援に975万3,000円などの事業が計上されています。また、地域医療を守るため、村上総合病院に対して2億5,000万の財政支援が計上されています。以上の事業、予算については、市民生活に配慮した予算として高く評価することができるものと考えています。

次に、一般会計予算の執行の在り方、予算に基づく事業の進め方について、幾つかの意見を述べさせていただきますと思います。第1に、子育て支援施策についてです。本市の子育て支援策は、

学校給食費の保護者負担の軽減や医療費への助成、紙おむつ購入費への助成、子育て支援拠点の整備等々、年々充実していているものと考えますが、残念ながら施策の全体像が市民に対して分かりやすいものとして示されていないなど日々感じております。兵庫県相生市が子育て応援施策「11の鍵」として市内外に分かりやすく周知しているように、本市においても本市が行っている子育て支援施策をパッケージとして整理して市民に示すべきと考えます。また、令和6年度、今年度、村上市こども計画が策定されていることに合わせて、来年度、子育て応援都市村上を宣言して、子育て支援に力を入れている本市の姿を市内外にPRしてはどうかと考えます。

第2に、上下水道事業の見直しについてであります。一般会計から上下水道事業会計に対する繰り出しは約28億9,000万円、この中で基準外の繰り出しが約12億6,400万、一般会計総額からしても大きな割合を占めております。上下水道料金の値上げで市民に負担をお願いしていますが、併せて事業の見直しも求められています。先日の議会全員協議会で担当課より経営戦略の見直しについて説明がありましたが、事業見直しの内容とスピード感がまだまだ不十分であると感じました。一般会計からの繰出金の圧縮に向け、事業の抜本的見直しを早急に進めていただきたいと考えております。

第3に、村上総合病院の経営と診療体制についてであります。村上総合病院の新築に際しては、25億円の補助金を支出いたしました。従来より毎年多額の財政支援を行ってきています。令和7年度は、従来の支援と併せて、厚生連病院緊急支援事業補助金4,000万円をはじめ、2億5,000万円もの予算が計上されております。地域医療の中核を担う村上総合病院に対する支援は当然必要だと考えますが、開院数年で病床が263床から199床になり、分娩機能もなくなり、今後、外科や小児科、麻酔科等の診療体制が変更されるのではないかとという話も聞いています。JA新潟厚生連や村上総合病院から今後の病院経営や診療体制の在り方について責任のある説明、市民が安心できる説明を求めたいと思います。あわせて、市からも村上総合病院との連携や情報共有、支援の在り方について説明をしていただきたいと考えています。

最後に、村上駅周辺まちづくり事業についてであります。数十億円に上る事業費が見込まれるビッグプロジェクトです。令和7年度は、村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料として2,378万1,000円が計上され、施設の具現化やPPP導入の適否、事業者の選定等に向けた大切な年になります。市民の声や要望に耳を傾けて、市民生活の向上と地域の活性化、本市の持続的発展に寄与する事業となるよう、あわせて身の丈に合った簡素で効率的な事業となるよう、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上、本予算に対する所見を述べさせていただきました。議第6号についての賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

正 午 休 憩

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第10号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 反対の討論を行います。

国民健康保険においては、市長の英断により、令和7年度から人間ドック費用助成として、市外施設へ受診される方には2万円の補助、また市内の施設で受診される方には2万6,000円の補助が行われます。人間ドック受診者は国保加入者の10%程度ですが、このすばらしい政策により、今後はその数も増え、健康意識向上にもつながっていくと考えます。同時に村上総合病院への支援にもなると思います。

しかし、後期高齢者の人間ドック費用補助はどうでしょうか。令和4年度から1万円の補助は実施されておりますが、その前には補助はなく、それが原因なのか分かりませんが、保険加入者の二、三%程度しか人間ドックの受診者がおりません。中には、後期高齢者医療制度では保険料も医療費も国保よりも安いので、人間ドック費用はその差額から充てるべきであると言う方もいらっしゃいますが、それは論点をずらしているとは思えません。そもそも長生きすれば保険料負担も安くなるので、ドック費用はそこから捻出すべきであるという論調は到底受け入れられるものではございません。75歳以上の方にも等しく人間ドックの受診機会を用意することは大変大事なことであり、行政の責務でもあると考えております。後期高齢者医療制度は、広域連合との関係もあり、国民健康保険とは制度の立てつけが違うので、自治体独自での政策は取りにくいとの意見もございしますが、一般会計からの繰出金は当然増えますが、広域連合からの1人当たりのドック補助負担金が増えることでもないのです。村上市の状況を説明すれば可能になってくると思います。年齢によって村上市の行政サービスが低下しないように、議員皆様にも私姫路が今申し上げたことをぜひ理解していただきたくお願い申し上げます。

今回は、後期高齢者医療特別会計に人間ドック費用補助事業が年齢によって格差が生じており、村上市民に対して等しく反映されていないことを私は一つの理由として、反対の立場で対応していきたいと思います。反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成の討論を行います。

キャッシュフロー計算書を見ると、本業では4億1,493万5,000円をキープすることになり、その資金を元にして石綿管改修工事など、維持管理に必要な投資が可能になっております。一般会計から1,736万4,000円の繰入れは行っていくものの、キャッシュフローの計算では期首残高6億7,994万9,000円よりも期末残高が7億1,550万3,000円となり、3,555万4,000円の増加を見込んでおり、至って健全な会計を行うことになっております。令和8年6月から14.4%の料金アップを行うことで一般会計からの繰出金が一時的には改善されますが、そう長くは続かないと考えております。一般質問でも申し上げましたが、水道料金以外の収入を考えることも今後の企業会計には大事なことであります。ペットウォーターボトル「月光の雫」の販売を拡大することも積極的に取り組み、上水道の収入にプラスになることを期待いたします。そして、令和8年の料金アップ以降は、料金を上げなくても大丈夫な会計、つまり持続可能な上水道会計ができることを望んでおります。上下水道課の職員皆様には大変な仕事になると思いますが、先進地の取組または民間企業からの知恵もいただき、何とか今のうちに軌道に乗れるように取り組んでいただきたく、お願い申し上げます。この取組が進むことを期待して、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第14号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 賛成の討論を行います。

これもキャッシュフローの計算書を見ると、本業では11億6,994万4,000円のキープをすることになり、その資金を活用し、維持管理などに充てるようになっております。また、企業債の借入れは行ってはいるものの、順調に企業債の償還も行われております。資金の増加額は3億2,703万円で、期首残高2億2,675万9,000円でしたので、トータル5億5,378万9,000円となり、増加を見込んでおります。会計上は健全に運営されております。一般会計からの繰入金26億9,754万5,000円のうち、基準内繰入金の58.5%に当たる分、15億7,679万3,000円は、国からの交付金などで一般会計に入ることになっておりますので、つまり実質は11億2,075万2,000円が一般会計からの繰入金となりますが、いずれにしろ多額の資金が一般会計から補填されることには違いありません。このような状況の中、令和8年6月から下水道料金34%アップすることで若干の収支改善は見込まれますが、その間に7つの下水処理場の統廃合を進めて経費削減に尽力することになっておりますが、これらが計画どおりに進むことを期待いたします。

なお、持続可能な下水道事業確立のためには、利用戸数の少ない下水処理施設を早めに個別合併処理浄化槽に切り替えることは必要です。その準備として、現在の合併処理浄化槽を利用している世帯間での料金の平準化、いわゆる河内方式を導入することを願っております。このようなことで下水道事業が市民から理解を得られるような仕組みづくりと運営を行うことに期待して、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議第43号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第17号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第43号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第43号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第17号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,000万円を追加し、予算の規模を420億6,230万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、2月後半の大雪による除排雪経費の不足分のほか、ふるさと納税寄附金の増加に伴う必要経費を追加をいたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税1億円、特別交付税1億7,000万円を、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金8,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第7商工費で、ふるさと納税寄附金の増額により返礼品等に係る経費が不足することから、ふるさと納税経費に1,760万円を、第8款土木費では、除排雪委託料の不足分として除雪対策経費に2億7,000万円を、第13款諸支出金では、ふるさと応援基金積立金6,240万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） お伺いします。

財源に普通交付税と特別交付税がありますが、まだ予算計上していない残額ってありますか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 普通交付税でございますが、今この補正予算で1億円を計上いたしまして、残額が、未計上額が1,226万6,000円であります。特別交付税については、これから決定ということになっております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 1,200万円ということであれば、それでいいと思うのですが、残っているものがあるのであれば財政調整基金とかに積み立ててはどうかと思って聞きました。ありがとうございます。

もう一点、歳出の除排雪経費についてお伺いします。私、朝日村に住んでいますけれども、かつては排雪なんていうことはあまりなかったと思います。最近特に排雪が、うちの周りでも3月の初め頃に排雪の作業がされていました。うちの前もたまたま市道の終点部分なものですから、その前に山になっているのですけれども、たまたま子供が来ていたものだから、排雪しなくてもいいということで、そうしたらもうほとんど今消えてなくなりそうです。言いたいのは、無駄な排雪作業が多いのではないかと、最近そう感じていますが、その排雪作業についての指導といいますか、どの程

度は排雪する、そういうのって基準ってありますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） 排雪の基準というお話ですが、まず排雪を作業する場合は、市のほうにまず御連絡をいただいた後、市の担当者のほうが現場に赴きまして、それで排雪の必要があると判断した場合は排雪の指示をすると、そういうやり方を今取っております。それぞれの敷地の利用の状況ですとか、敷地の状態によっても変わりますので、一概に基準として設けているものは特にございません。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 分かりました。ここで言うのもなんですけれども、業者からもあの業者は排雪があまりにも多いのではないかというふうなことも私言われたものですから、こんなことをお話ししたのですが、かつてはほとんど排雪なんてなかったと思います。排雪作業は、やってもやらなくても、もう春が来ればなくなるような気がするのですけれども、そういう予算があるのであれば、もっと道路の補修とかに振り向けたほうが業者もいいのかないかなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今の件なのですが、排雪の件なのですが、排雪を行うか否かという判断基準で何かちょっと曖昧なところありますけれども、各集落の区長さんから何かの依頼があって、排雪してくれとかということの依頼があって、行政側として動いているという、第一歩はそこなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） 排雪の検討に入る際には、まず情報として区長さんのほうから連絡をいただいてという方法もありますし、それぞれ置場として土地の所有者がいらっしゃいますので、そういった方からの話もあります。そしてまた、除雪の業者のほうで、これはシーズン中にはなりますが、もうそろっと雪を置く場所がないという、雪置場が不足したという連絡があれば、それに応じて市のほうで現場のほう確認をさせてもらいまして、それで排雪の指示を出すという形を取っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 問題なのは、区長さんや、あるいは土地の所有者から排雪してくれという依頼があるのに行政で動かなかつたりということになると、これまた大変なので、やっぱり除雪の基準、除雪するときの何センチ積もれば除雪とかって、そういうものとはまた違うところがあるのかなと思っておりますが、今の質疑の中で、先ほどの菅井さんの質疑等の中でちょっと私懸念したのは、区長さんや土地の持ち主から排雪等の確認とか要請があったときに、それを逆に行政が断るということのないように、少しその辺もやっぱり考えてもらいたいなと思いますけれども、市長、

どうですか、その辺。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 実は、この雪置場に一旦置いて排雪をする、そこでさかし切れなくなるのでずらすというやり方、数年前から非常にこれ実は問題意識を持っていたしまして、確かに先ほど菅井議員御指摘の部分、直接私のところにもその話は来ます。それ以外の場合もあるのでありますけれども、そうした場合に、市民の皆さん、また区長さんであったり、土地所有者であったり、今置いておくのですけれども、排雪した雪の中に砂利が混じっているケースとかいろいろありますので、そこが耕作地であると早めに撤去してくれというような要請もあります。その都度、建設課中心に現場でしっかりと見させていただいて、確認をして、これはまだ大丈夫だよね、これももう少し使えるよねというようなところまで徹底しながらやるように、ここ数年させていただいております。なお、除雪会議の中でもそのことについてお話をさせていただいておりますし、今また改めて、今シーズンのことだと思いますけれども、菅井議員のほうからそういった御指摘が直接あったというお話でありますので、私も関係機関のほうにそのことについて再度申入れをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 無駄なという表現は悪いかもしれませんが、あまり余計なところの排雪にお金を使っていくというのなんだろうなとは思いますが、要請者との話はしっかりとしながら、確認をして動いてもらいたいなと、こういうふうに思っております。最後、市長、どうです。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 決して無駄な排雪はやっていないというふうに私は承知をしております。業者の皆さん24時間体制で除排雪に当たっていただいておりますので、まずそこにつきましては心より敬意を表しながら、適切な除排雪処理ということについて、これを徹底させていきたいというふうに思っておりますので、今シーズンほぼ終わったというふうには承知をしておりますけれども、次のシーズンに向けてしっかりと準備をしていきたいというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第43号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第44号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第44号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第44号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,090万円を追加し、予算の規模を396億4,090万円にしようとするほか、継続費及び地方債の補正を行うものであります。

補正の内容といたしましては、地域医療体制の維持のため、厚生連村上総合病院に対する補助金を追加するほか、トキエアの神戸空港への就航に合わせた連携事業経費や荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業における電気設備工事及び機械設備工事の追加工事費を計上をいたしました。また、村上市スケートパークのネーミングライツパートナー決定に伴う関連予算を追加するものであります。

歳入におきましては、第20款繰入金で前年度繰入金2,953万4,000円を、第21款諸収入で村上市スケートパークのネーミングライツ収入416万6,000円を、第22款市債では、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業に充てるため、保健体育施設整備事業債4,720万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款衛生費で厚生連病院緊急支援事業補助金として保健衛生総務経費に3,000万円を、第7款商工費では、トキエア株式会社との連携事業経費として観光振興一般経費に348万円を、第10款教育費では、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業の追加工事費として体育施設経費に4,720万円を、ネーミングライツパートナーの決定に伴う必要経費として村上市スケートパーク経費に22万円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、継続費の補正は荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業に係る工事費の変更を、第3条、地方債の補正は保健体育債の限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております議第44号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第1号）の質疑については、さきに議会運営委員会において御協議いただいたとおり、歳入1

人3回まで、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 御苦労さまでございます。2点ほどお聞かせください。

前年度繰越金が2,953万4,000円ですけれども、出納閉鎖が5月末ですので、今後どのくらい出るかというのはなかなか難しいのかもしれませんが、例年の実績とか踏まえて、大体予定としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 特別交付税等の大きな金額がまだ決定しておらないために、その金額に左右はされるのですけれども、少なくとも例年どおり12億円程度は確保できるというような見込みで計上しております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 大変ありがとうございました。

次は教育雑入のネーミングライツの収入なのですが、全協で説明があったと思うのですが、そのときは年間500万円というふうに私も聞いた覚えがあるのですが、その500万円が416万6,000円になる算定式といいますか、こうこうこうなってこうなるのだということをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 今回計上させていただきました村上市スケートパークネーミングライツ収入416万6,000円の増につきましては、年額のネーミングライツ料を月割りをしまして、愛称の使用開始予定の6月から3月までの、令和7年度になりますけれども、令和7年度分の10か月分の補正をお願いするというものでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 確認ですが、これは紹介するような事業所は入っていないので、その手数料とかはない、相対ということではよろしかったですね。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） おっしゃるとおりです。直接お申込みをいただいたものですから、その分の経費はございません。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） まず最初に、歳入の部分とはいいながら、私ちょっと市長にお聞きしたいこと1点あるのですけれども、これ令和7年度の補正予算として1週間前に追加として議案書が上がってきていると。そのときには令和7年度の一般会計そのものというのはまだ決裁を受けていないわけですね。全体のやつが。私どうもそれに違和感を感じるのです。この全体の予算そのもの、

歳入も歳出も含めてそんなに急がなければいけないものなのかという部分、いわゆる来月、4月に入ってからでも、臨時会でもよかったのかななんて気もするのですが、その辺いかなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も提案するのは丁寧に提案をしたいということで、臨時会の招集も含めてお願いを都度させていただいておりますけれども、今定例会中に状況が変わったというところについては、最終日に追加をお願いをしますということで申入れをさせていただいているところであります。それを議会のほうで御決定をいただいているということだというふうに承知をしております。

まず、1点目の村上総合病院の支援の部分については、これ実はJA厚生連の病院がある6市で連携をしている促進協議会、この中でおおむね一律に病床数に対する支援をやりましょうということで、これ実は公的病院に係る病床に72万円、国から交付税入るのですけれども、それは厚生連に入りません。ですから、それをそれぞれの自治体ごとに割り戻しをしてやりましょうということで、村上市の場合はそれが約1.4億円になります。その半分を県、半分を地元ということでやろうという取決めをさせていただきながら、その追加をさせていただいたということです。

トキエアの部分につきましては、今3月30日に神戸空港への就航、これがアナウンスされています。ぜひ4月13日からの万博のスタートに向けて、インセンティブを発揮できるような形でお願いをしたいというふうなところであります。いずれにしても、そういったところを含めて今回補正予算を追加をさせていただいた。ネーミングライツの部分については、それこそその準備経費ということをお願いをしたという、それぞれその場面、場面で動くものですから、そういうことで議会のほうに御提案をさせていただいたということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 議会のほうでそれを受け入れたわけですから、私が今ここでどうのこうのと言ってしまうことがないことだし、その方針も今市長から聞いたわけでございますけれども、では歳入の部分の先ほどのネーミングライツの件なのですが、いわゆる6月から始まるよ、4月、5月分は違うよ、だから12か月で割って10か月分だよというのが歳入に入ってきているのだというのは理解できますが、ネーミングライツそのものというのが年間幾らというふうに決まって動いているはずなのです。したがって、実を言うと、本年6月からやるのであれば、6月から来年の6月までの間として500万円と、こういう表現は、この歳入の中では、会計年度は3月31日なのだからとかということではなくて、ネーミングライツのほうの事業は令和7年の6月から令和8年の5月までとして、その部分を令和7年度にお支払いしますということの立てつけでやれば、わざわざ12掛ける10か月分なんてやらなくても分かりやすい、もう500万円なら500万円というふうに出せると思うのです。それをわざわざ12で割って10掛けてというよりも、契約がそういうことであれば、支払いがきちんと5月なら5月であれば、6月なら6月であれば、それはそれで私は簡単に表現できる

と思いますけれども、私も相当迷う、これどうやって計算しているのかなと思って、たしか500万円と言っていたよななんていう感じで思ったのですが、そういうことというのは不可能なのですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） このネーミングライツ料につきましては、あくまでも会計年度、令和7年度の歳入の中で受け入れるものということになりますので、先ほど申し上げましたような、そういう積算に基づいて計上させていただいているというものになります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ということになれば、あとの残りの2か月分は、来年は500万円プラス今度41万6,000円の2か月分を足して五百八十何万円とかということでの予算計上という考え方でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） ネーミングライツ料の期間の最終年度が恐らく5月までということになりますので、最終年度で2か月分をいただくというようなことになります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 3回終わったので、これで終わりにしますけれども、何かよく理解しているような、していないような。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで歳入について質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。質疑は款ごとに行います。

最初に、第4款衛生費について質疑はございませんか。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それでは、教えてください。

3月18日の全員協議会でもお聞きした内容とダブることもあるかもしれませんが、その後2日ほどたっていますので、病院のほうに確認できたことがあれば教えていただければなと思うのですけれども、当初予算で4,000万円、今回3,000万円の緊急支援ということで7,000万円、これはJA新潟厚生連のほうに入るわけでしょうか。それで、全協でもお聞きしましたが、それだけではないと思いますけれども、こういう支援をすることによって、村上病院の経営といたしますか、収支、いろんな診療体制の見直しも含めて、この7,000万円を支援することによって、特に村上病院の収支とか診療体制とかの改善、どのように改善されるのか、その辺ちょっとお聞かせいただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の支援策、2.5億円プラス3,000万になりますので、2.8億円ぐらいにな

るのでしょうか、その部分の収支の改善の見通しについては担当課長のほうから答弁申し上げますけれども、今回緊急に7,000万円の支援をするということ、これにつきましては、実は厚生連のほうで医療従事者の離職を徹底的にこれは食い止めようというふうな意味合いもあります。御承知のとおり、人件費についても手を入れていますので、そここのところが少なからず影響があるというふうにお聞きをしております。具体的な数字もいただいておりますので、まずそこは止めようというところであります。足元をしっかりと止めながら、これから3か年で経営改善やるという見通しを立てておりますので、これは6市プラス新潟、長岡、上越の3市を含めた9市で厚生連を支えていく仕組みづくりを今つくっておるわけでありまして、あとはそこに県のほうもしっかりと連携をしてくれというお話をさせていただいております。その中でそれぞれ、議員御指摘のとおり、厚生連の運営側についての支援というスキームで今進めておりますので、そここのところは担当課のほうでその情報を持っているかどうかあれなのですけれども、今まで出てきている形の中で、それを今支援策を入れた形でどれだけ改善するかというところの数字ってなかなか厚生連のほうでも捉え切れていない部分が実はあつたりすると思いますので、もしそういう状況であれば御容赦をいただきながら、これは徹底的にこれからもその推移は見極めていかなければならないということで、厚生連サイドとは、これは常にそういう情報を共有して進めていこうということで、厚生連のほうの資金繰りにつきましても、関係する金融機関とリスケジュールのやり方を含めてリスケの議論もされているという話でありますので、そここのところ私直接聞いていないものですから、そここのところも含めて、これから徹底的に経営改善計画、これ共に進めていかなければならない。村上市にとって重要な地域の拠点病院でありますので、ここを支えていくというところであります。担当課のほうから、数字的なものを捉えているようでしたら、お知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 村上総合病院は、令和7年度に新しく新築して開設されておりますので、どうしても減価償却の部分が残っていくと。それで、どうしても黒字化は当面難しいというふうには伺っております。今病床数削減等はしていますけれども、やっぱり減価償却分が大きいというふうには伺っておりますので、当面マイナス、数字上はどうしても赤字になるというふうには伺っております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 令和2年度スタートですので、そここのところ訂正させていただきたいと思いますが、減価償却は入っているのはもちろんなのですが、随分と4月の時点での資金調達、これのめどは立っているというふうにお聞きをしておりますし、数字的にも随分と改善はされています。そんなところは少なからず、本体の厚生連の取組と我々各自治体の支援、これが相まってそういうところに至っているのだらうなというふうに承知をしているところであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　もとより私、当初で4,000万円、あと追加で3,000万円、7,000万円、ほかの市との約束も当然ありますし、地域医療を担う村上病院に対する財政的支援そのものに反対するわけではもちろんないというのを前提に質問させていただいていますので、その辺御了解いただきたいと思います。

あと、18日の全協からの話なので、進展はないのかもしれませんが、そのとき同僚議員からも市で今情報を持っていなければ病院に行って聞いてきたらどうだという話もありましたので、新しい情報があればということでお聞きをするのですが、やっぱり市民として一番心配なのは、外科のお医者さんが辞めてしまうとか、小児科常勤の方が非常勤になってしまうのではないとか、そういう話も聞いていますので、それが正式に厚生連から、病院から発表される時期ですとか、あとはこうなるのだけれども、こういうふうに手当てするから皆さん安心してくれとか、発表と同じタイミングで当然そういう安心してくれというような方針も出るのだと思うのですけれども、それはいつ頃になるのかなというのがもしお分かりになれば。

○議長（三田敏秋君）　保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君）　小児科診療体制につきましては、非常勤ではありますけれども、お一人先生が確保されておりますし、今までと同じような入院対応はできるというふうに伺っておりますので、それについて今後村上総合病院で発表するとか、そういうことについては聞いておりません。

〔「外科は」と呼ぶ者あり〕

○保健医療課長（押切和美君）　外科についても特に、1人になるけれども、公表するだとかそういうことは伺っておりません。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　別な質問に行きますけれども、1人になっても大丈夫というのは、どうもなかなか、今まで5人いてやっていたのが1人になっても大丈夫って、どういうやり方するのかなどというのは心配なのですけれども、情報をお持ちでない中でそういう話してもしょうがないと思いますけれども、関連で、介護医療院瀬波の60床が、向こうのほうを閉じて今の3階でベッド数六十幾つ空いているところにそのまんま移行するみたいな話なのですけれども、それって市が過去に25億円の補助をしているわけなのですけれども、それは病院が新しくなるということで25億円の補助をしていたと思うので、一部が介護施設になってしまうというのは、何かその補助の条件というか、そういう、厚生連のほうとしては、2つあるのは非常にそれは非効率的なので、1つこっちのほうに空いているわけだから、こっちのほうに来て1つにすれば効率的という話になろうかと思いますけれども、市が従来していた補助金の目的なんかと考えるとどうなのかなと。そこまでうるさいこと言わなくても、大変なのだからということなのかもしれませんけれども、やはり公金ですので、その辺の考え方が何かありましたら、ちょっとお示しいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 診療科の医師の体制の部分につきましては、先ほど御質問あった部分に関して付け加えて申し上げますと、先般開催されました村上総合病院の運営審議会の中でそのことを議論させていただきました。人数は減るけれども、徹底的に今までの診療体制は維持するということを病院長言明されておりましたので、それを私はしっかりやってくれということを申し上げてきたところであります。加えて、今の介護医療院側の病床数、これにつきましても、平たく言うと話が違うのではないかとということだと思えます。それもしかりとお伝えをさせていただきました。その上で、現状の村上総合病院の守備範囲における医療体制、263から今199になるわけでありましてけれども、それで皆さんに御迷惑をかけるようなことはありませんということもお聞きをしております。ただ、施設そのものの設備が補助金を拠出したときの状況と変化しているわけでありましてから、そのこのところを今具体的にこうせよ、ああせよというふうなところについては言及はさせてもらっていませんけれども、そういった状況にありますよねということとは厚生連のほうに、これは本部も含めてであります、これは本部のほうなのですけれども、しっかりと私のほうからお伝えをさせていただいております。その上で、本市を中心としたこの下越医療圏、ここの医療体制をしっかりと維持していくということがまず前提だろうということで、当面はそのスキームで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今ほどの質疑の中でも、私も今後、当初予算で4,000万、今3,000万ということで出して、それがどういうふうに村上総合病院の経営に寄与していくのかという部分が見えてこないのです。どういうことかということ、恐らくその詳細にわたっての説明も市長も十分な理解ができていないような私は気がするのです。したがって、何を言いたいかということ、この予算が執行された後の村上総合病院の在り方そのものというのを、村上病院の院長はじめ、先般11月の末ぐらいでしたか、10月か、お話しに来ていただいて、やり取りできました。ああいう機会をまず設けていただいて、我々の疑問点を率直に現場からいろいろと出て回答できるような、まずその体制というのが私必要なのかなと、こういうふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 御心配の向きも分かりますので、そのような体制を今後取らせていただくように厚生連のほうに申入れをさせていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それともう一つ、この3,000万というのは執行をいつするわけですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 4,000万と3,000万、プラス7,000万になりますけれども、この執行につきましては、6市のJAを応援する地域医療連携推進協議会の中で今後の、その後の支払いに

については検討する予定であります。

〔「いつなのか」と呼ぶ者あり〕

○保健医療課長（押切和美君） それについては今後となっております、時期はまだ決定しておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そういふのであれば、この3,000万を例えば4月の末とか5月の上旬とかということで4,000万と一緒にやるようであれば、もう少し時間があるではないですか。今ここで恐らく内容的にも分からない中で、本当に痛いのです。どういふふうに痛いかというと、やっぱり病院関係、患者さん、やっぱり病人を見捨てるような行政であってはならないわけですから、病院がやっていけないような状況であれば、それ何とかしなければならぬというような、そういう何かがありますので、慎重にかからなければいけないし、早めに対応しなければいけないというのは分からぬでもないです。しかしながら、しっかりとしたやっぱり病院長とかの説明も終えて、それから臨時会を開いてこうだということのほうは私は筋が通るような気がいたします。市長、どうか、最後に。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） いろんな手法はあると思うのですが、6市でここまで積み上げてきて、4,000万統一で今回、第1回定例会に6市で提案をさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、その追加分の病床数で割り戻したやつの部分につきましては、第1回定例会中の補正追加という形で出しましょうと。これ実は県の支援、これが確定するまでこの様子も見極める必要がありましたので、そういうふうな対応を取らせていただいたということでもあります。私からも資金の拠出するタイミング、これについては厚生連のほうに直接言っています。今現状を見ますと、4月の時点での資金ショートはしませんので、そのままその後、経営としては夏ぐらいに少しピークが落ちるものですから、そこのタイミングの前に入れるというのが効果的なのかなということで考えておりますので、ここのところは6市と協議をした上でやるというふうなところであります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、第7款商工費について質疑はございませんか。

3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 商工費についてですが、トキエアの連携誘客事業委託料というのが348万。

3月30日から神戸空港に就航するということが決定して、また大阪万博との関係でこういう予算がついたのだと思うのですが、この観光誘客って、村上の人が神戸に例えば万博で行くことは多くなるのだけれども、その関係で村上に誘客することだと思うのですが、具体的にどの

ような事業が、内容があるのかだけ少し教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（田中章穂君） それでは、実際の事業の内容ですが、まず1つは、トキエアの機体の中にヘッドレスト、ヘッドレストは後部座席にいる人のちょうど目線の高さとなりますので、そのヘッドレストに村上のPRのものを挟み込んで、そういうふうな掲示するというのが1つあります。あと、座席の裏面には、バスとかでもそうですけれども、ポケットがございますね。その中に市のふるさと納税であったり、観光PRのものを差し込んで搭乗者にお知らせするというPRが1つございます。あと、今お話にありました村上市民が活用するというふうなことで、利用料の補助を1人片道分、1回の申請に限りませんが、2,000円の補助を考えてございます。これは確かに関西の万博のほうとも考慮していますが、路線等は問うていませんので、今現在トキエアさんのほうは北海道の丘珠、それから名古屋中央、それから関西あります。現在はちょっと仙台のほうが今中止してございますが、そのいずれの方向でも御利用いただけるように考えてございます。ただ、これ市民の皆さんへのPRですので、4月早々、市の広報とかSNSを通じてすぐお知らせできるものですから、実行開始が5月1日を今想定しております。ただ、反対に外部の皆さん、誘客で温泉の旅館利用につきまして、お一人3,000円という補助を今計画している中は、あくまで対外的なPRにちょっと時間を要するものですから、トキエアさんのホームページの中のPRバナーを作成したりとか、そういったものとか、あと旅館組合とか観光協会さん、また県の空港そのものにもPRをちょっと、対外的に時間を要するものですから、こちらのほうは少し遅れて、利用の開始を5月15日からの予定をしております。終わりのほうは両サービスとも9月いっぱいを目処に予定しております。

内容的には以上です。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） すみません。その飛行機内の宣伝のものは神戸空港路線のみですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（田中章穂君） トキエア就航路線の機体全てです。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 全部ということですね。分かりました。関西万博がなかなか盛り上がっていないので、全路線だということであれば効果があるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 観光課長に聞きますが、今おっしゃっていることが当初予算で組めなかったのか。いわゆるトキエアの関係の万博関係含めてそういう情報があるとするならば、当初予算で組んでおけばそういうこともあり得るということで、そういう感覚というのはいないのですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（田中章穂君） 当初予算でも試算等はしてございました。その中でトキエアさんのほうの運航状況が非常にちょっと読めない部分がございます、その路線の実行の確定要素がもう少しはっきりした時点で予算化すべきというふうな判断も入りまして、それで当初予算から少し抜けた形になっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 当初予算でもし余れば返せばいいのだから、変な話。そんなことがいいのかと言われればあれですけども、一応まず何があるか分からないではないですか、いろんな意味で。これが3,000万、4,000万になってくると、ちょっとそうはいきませんけれども、その辺も踏まえて、それはもう技術的な問題ですけども、その辺も踏まえてちょっとやってもらいたいなとは思っておりますが、この予算っていつ頃必要になってくるのですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（田中章穂君） 印刷製本費関係につきましては、年度4月早々発注を調えまして、成果品が納入される1か月後程度に支出になろうかと思えます。あと、先ほど申し上げました旅館関係につきましては、5月15日以降、それから数日後、効果がいつどのように出るか分かりませんが、それ以降の支出になります。あと、市民の利用料に関しましては、スタートが5月1日ですので、その時点で一番早い予約等が実行された後に支出が必要になると思われます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ということになれば、少しのまず4月入ってすぐにぽっぽっぽってやらなければいけないような状況ではないということで踏んでおりますが、それにしても一般会計予算も通っていないのに補正でどんどん上げてくればみんな通ってしまうでは、これはちょっと問題かなと思います。これを受け入れている議会にも問題があるのか、問題というか、受け入れたわけですから、しょうがないでしょうけれども、その辺も踏まえて今後ちょっと予算の編成もお願いしたいなと思っておりますが、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 予算のないところで支出負担行為は起こせませんので、4月1日に着手するということで、印刷製本費の発注等につきましても予算が必要でありますから、年度当初からという形になります。ただ、議員御指摘のとおり、当初予算に計上してしっかりと御議論いただくというのも大切だというふうに思っておりますので、今回はそういった様々な事情を考慮した形でこのような形で追加の補正予算をお願いしたということではありますが、できるだけ制度設計が早くできるものについては当初予算に盛り込むのがこれ当たり前の話でありますので、そのことにつきましては徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第7款商工費について質疑を終わります。

最後に、第10款教育費について、継続費と地方債の補正も含めて御質疑をお願いします。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） すみません、荒川体育館のほうの話をお聞かせ願いたいと思います。

これで何で、何でというか、この補正で上げなくてはいけない、何か緊急に、今いろいろ話聞きますと、4月1日からすぐ動かなくてはいけないものであればしょうがないのかなと思いますけれども、その辺急ぐ理由みたいなことをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 本工事におきまして、定例で工程会議を行っておりますけれども、電気設備工事、機械設備工事において当初設計で見込めなかった追加部分についての施工内容及び工事費用がまとまったのが2月初めであったため、このタイミングでの補正というふうにさせていただきました。令和7年度の今回第1号補正のタイミングでないと工事のスケジュールに大きな遅れが生じることから、今回補正をさせていただいたのですけれども、供用開始を現段階で9月1日というふうに予定をしているものですから、重ねてになりますけれども、このタイミングでの補正となったことを申し上げます。

○5番（上村正朗君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） お伺いします。

今の件ですけれども、当初予算で、6年度からの継続の事業ですから、もっと早い段階でそういう工事費の増額がなるというのは分かるのではないかと思いますけれども、当初予算で組めなかった理由を教えてください。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 当初予算というのは、令和7年度の当初ということでしょうか。今ほどの説明のとおり、当初から、当初設計のときに見込めたのではないかというようなところの御指摘もあるのでしょうかけれども、今回補正として上げさせていただいたのが工事を進捗していく上でどうしても必要な部分、これを進めないと工事が完了しないよという、どうしても必要な部分につきまして補正をさせていただいたということになります。令和7年度の第1号補正のこのタイミングでないと供用開始が間に合わないということの理由でございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） ですから、工事の発注は早かったわけだから、7年度の当初予算でなぜこの金額が、増えた金額で当初予算組めなかったと、そういうことです。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 電気設備工事と機械設備工事につきまして、契約締結日が昨年11月ということになりますけれども、その11月から工事を進めておりまして、その中でどうしてもという部分の施工内容であるとか、工事費用のまとまったものが出てきたのが2月初めの段階であったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 少しは分かったような気がしますけれども、最終的に大体出来高で変更契約になると思うのですけれども、これはもちろん増額して、すぐ変更契約すると思います。最終的に8月とか、出来高確定した段階で最終的な変更契約も、そういう可能性もあるのかなというふうには思いますけれども、2回も3回も補正するなんていうことはないと思いますけれども、何か定期的に逆に言えば早いのかなというふうにも思いますけれども、当初予算で組めなかったのか、すぐ出てくるのがちょっと納得がいかない部分ですけれども、継続費の工事でありますから、当初予算できちんとやっぱり、その段階で見込みもつけるべきだとは思いますが、分かりました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） スケートパークの件の支出の部分は、製本費ということで先ほどの四百六十何万円ですか、なっているかと思うのですけれども、416万6,000円のうちから払われるのかなとは思いますが、どうしても納得できないのです。今その部分の歳出の部分の製本費の部分で質問しておりますけれども、それに関わる歳入の部分で何で500万円にならないのかが、私のこだわりなのかもしれないけれども、支出で出していくときに、例えば指定管理者というのがみんな年度ごとに今こんなようなやり方で支出とかやっていっているわけなのではないのでしょうか。これちょっと聞かせてもらいたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 5年のネーミングライツなので、60月分ですから、それが始期が令和7年の6月から60回分という、こういう捉え方であります。

〔「年度ごとでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ですから、最後の年度については2か月分だけ、それが後ろにくっつくということです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） でも、来年は500万円だけですか、そうすると。一番最後の年が500万円に不足する分、八十何万円ぐらいか。よく理解できるね。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） このネーミングライツのお支払い方法につきましては、相手方、ブ

ルボン様と協議をさせていただいております。その中で、年額500万ということなので、令和7年度は月割りをさせていただいて、10か月分を計上させていただいております。最終年度につきましては、末が5月末までの期間ということになりますので、最終年度につきましては2か月分を計上するというような、そういう形になります。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。私が間違っていました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村でございます。議第44号について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

非常に悩みましたし、今質疑、質問、答弁、いろいろ聞かせていただきました。当然、地域の地域医療を守るため、村上総合病院に対する財政的支援、これ自体に反対するものでは一切ございません。必要な支援はきちんと行うべきだという立場なのですが、今この場で採決するのはやはりふさわしくないだろうということでございます。以下、幾つか理由を述べさせていただきたいと思います。

質疑でもありましたけれども、厚生連病院緊急支援事業補助金4,000万プラス今回の議案含めて7,000万ですが、その7,000万を支援して、ではJ A新潟厚生連村上総合病院の経営状況、収支がどのように改善されていくのかというのを、市は間接的になりますけれども、やはり病院からの説明を聞く場が今までございませんでした。やはり病院の責任ある説明を聞きたいなと。

2点目は、外科や小児科の診療体制がやっぱり変更するのは間違いない、いろんな常任委員会での質疑でも担当課からも話を受けましたので、外科の医師が4人辞めるのは間違いないと思いますし、小児科の2人の常勤が1人の非常勤になるということも間違いないのかな。麻酔医がいなくなったということも間違いないのかな。それで外科や小児科の診療体制が本当に維持できるのか、大学あたりから来るのかもしれませんが、私が市民からそれを聞かれたときに、いや、こうだから安心なのだよ、だから3,000万、我々も、村上市としても3,000万助成しているから安心して下さいというのをやはり市民に対してちょっと説明私はできないですので、やはり病院からの責任ある説明を求めたいなと思います。

3点目は、先ほど私も質疑でちょっとしましたけれども、村上総合病院の空いている3階に介護医療院瀬波60床が移動してくると。病院建築に当たって市が20億円補助しているわけですから、本当にそれでいいのというふうに市民から聞かれたときに、私は今、いや、いいのだよということ

自信を持って市民の方に説明できる材料がございませんので、その辺についての法的責任というよりも道義的な責任ということになるのかもしれませんが、その辺のやはり責任のある説明をしていただかないと、その辺何かよく分からないのに、上村議員、あなたは3,000万円の追加支援の議案に賛成してきたのだよね、なぜと言われたときに私は、市民の負託を受けている議員としては責任のある答えができない、困ったなというふうに思います。6市、9市、それから県、JA新潟厚生連村上総合病院との信頼関係も大事だと思いますけれども、市民から選挙で選ばれ、負託を受けている市会議員としては、そちらのほうも大事ですけれども、やはり市民との信頼関係一番大事にしたいと思いますので、現時点では残念ながらこの議案に賛成することはできない。ただ、最初に述べたとおり、村上総合病院、JA新潟厚生連の支援そのものは賛成ですので、なぜこういう状況になっているのか、こういうふうにするから安心だと、大丈夫だということをしっかり病院からお聞きをして、その上で、ああ、なるほど、納得したら初めてこの、もう議第44号ではないかもしれませんが、3,000万円の追加支出には喜んで賛成をさせていただきたいと思います。

ということで、以上、私の所見を申し上げまして、残念ながら現時点では、市長からも厚生連に申し入れるという話ですので、一刻も早く病院側から説明に来ていただいて、4月に臨時会開催してでもしっかりその場で議決を行うことがやはり市議会として責任のある立場だろうなということを最後に申し上げまして、議第44号についての反対討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、姫路議員どうぞ。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 本議案の反対の討論をいたしますが、内容は全部賛成です。内容は。私は何を言いたいのかというと、議案の出し方の問題が私は非常に引っかかるのです。つまり何かというと、先ほど令和7年度の一般会計予算が可決したばかりです。にもかかわらず、その可決されるかどうか分からないままに補正が出てきて、それで私質問席から何度か質疑いたしましたが、4月1日に即執行しなければならない予算なんかどこにもないです、話を聞くと。私は、そういうことから鑑みて、どういうことを言いたいかというと、まず村上病院の院長先生はじめ関係者にしっかりと議会のほうにおいて願いまして、しっかりと3,000万、当初予算の4,000万、この合計7,000万がどんなふうに使って、どういうふうになるのだよということの具体的な説明がなされ、質疑もなされ、そしてそれに理解をしていただくと。そして、今のネーミングライツの件も含めて、しっかりと全員協議会の場などで説明がなされ、その後早めに臨時会を招集していただいて、この件についての、議案についての審査をしてもらおうと。これが本来ある行政の姿ではないですか。議会が議運で取り入れることをオーケーしているものですから、そのまま行ってしまいますけれども、私は

そういう部分、つまり議会運営委員会もそうです。これが今のだから4月1日にしなければいけないものなのかどうかもしっかりと見極めていただいて、それで行政側とタイアップしてもらおう。そうすれば別にこれ否決しなくても、恐らく臨時会等々で出てきて、早めに、そして対応できるということの私は議会運営と、そして理事者側との対応が望ましいところだと思うのです。そういう意味でいうと、この議案に対してみれば一旦なきものとしてもらって、そして同じく4月になりましたら早速臨時会で上げてもらう、この手法こそが本来ある議会の姿だと私は思っております。まだ一般会計も通っていないときに補正予算が出てくるなんていうのはおかしいと思いませんか、議員の皆さん。私は、そこに疑問を持ってもらいたいのです。いや、前もやっていたから、やったことがあるからという局長の話も、それはそのときに議員がちゃんとしていないから悪いのでしょうと私は言いたいのですけれども、私はそういうところを見極めてもらいたいと思います。詳細についてみれば全部賛成です、私は。そして、なおかつ病院長等の説明が聞かれればもっと賛成です。本当にそういうところをしっかりと見極めていただきたいというのが私の反対討論の理由でございます。一応よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第44号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時18分 休 憩

午後 2時30分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第12 議第45号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

議第46号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第45号及び議第46号の2議案は、いずれも村上市情報通信事業特別会計の補正予算であり、さきに議会運営委員会において御協議をいただいたとおり、これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第45号及び議第46号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第45号は令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億470万円を追加し、予算の規模を5億8,050万円にしようとするほか、繰越明許費の計上と地方債の補正を行うものであります。

補正の内容といたしましては、令和7年度当初予算に計上いたしました放送設備改築更新工事並びに山北地区センター及びサブセンター空調設備更新工事につきまして、令和6年度過疎対策事業債の追加配分が決定したことから、令和6年度事業とすることとして予算を前倒しして計上し、その全額について翌年度へ繰越しの手続を行うこととしようとするものであります。

これにより、歳入におきましては、第6款市債で情報通信施設整備事業債1億470万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で放送設備改築更新工事に係る経費として、情報通信事業一般管理経費に9,320万7,000円を、山北地区センター及びサブセンター空調設備更新工事に係る経費として、山北地区施設維持管理経費に1,152万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費は、今回の補正額全額を翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上をいたしました。

第3条、地方債の補正は、情報通信施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議第46号は令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。ただいま議第45号で御説明申し上げましたとおり、令和7年度で予定をいたしました放送設備改築更新事業並びに山北地区センター及びサブセンター空調設備更新工事については、令和6年度の過疎対策事業債の追加配分が確定し、前倒しで令和6年度に執行することといたしましたことから、議第45号で御提案申し上げました補正追加の額と同額を減額することとして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億470万円を減額し、予算の規模を2億7,630万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第6款市債で情報通信施設整備事業債1億470万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業一般管理経費9,320万7,000円を、山北地区施設維持管理経費1,152万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

第2条、地方債の補正は、情報通信施設整備事業債を廃止しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第45号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第45号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第46号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員発議第1号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第1号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） それでは、ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことを受け、村上市議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

賛成者は、小杉武仁議員、山田勉議員、河村幸雄議員、高田晃議員、富樫雅男議員、上村正朗議員、尾形修平議員、そして提出者は私、川村敏晴でございます。

以上、村上市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14　議員発議第2号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君）　日程第14、議員発議第2号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番　富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君）　ただいま上程されました議員発議第2号　地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る3月6日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案についてありますが、皆様に配付されております資料に記載のとおり、地方自治体における少額随意契約は契約事務の効率化を図るために定められたもので、昭和57年の法改正以後、40年以上改正がされておられません。しかし、その間の物価高騰、人件費の上昇など、経済情勢が大きく変化していることから、競争入札による契約件数が増加し、事務量が増大しております。そこ

で、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるように、少額随意契約限度額の見直しとともに、自治体が地域の実情に応じて自主的に限度額を定めることを可能とする制度設計の検討も併せて求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員で、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15　議員発議第3号　学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君）　日程第15、議員発議第3号　学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、富樫雅男君。

〔7番　富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君）　それでは、ただいま上程されました議員発議第3号　学校給食費の無償化を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る3月6日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案についてありますが、皆様に配付されております資料に記載のとおりで、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために学校給食費の完全無償化を実現する自治体は全国の3割に拡大しており、自治体でのこうした取組が着実に確実に進むよう、国の責任において財政措置を講ずるよ

う求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、魚野ルミ議員、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第16　閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君）　日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申出のとおり決定といたします。

日程第17　議員派遣の件

○議長（三田敏秋君）　日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和7年第1回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変御苦勞さまでございました。

午後 2時46分 閉 会